

埼玉県報

第 139 号 令和 2 年(2020 年) 9 月 8 日 火曜日

目次

告示

- 令和2年度砂利採取業務主任者試験の実施(環境政策課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 建設業法第29条第1項に基づく許可取消処分(建設管理課)
- 建設業法第29条第1項に基づく許可取消処分(建設管理課)
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路環境課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 狭山都市計画に関する公聴会の中止(都市計画課)
- さいたま都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 幸手都市計画事業宮代和戸横町地区土地区画整理事業の規準及び事業計画変更(第1回)(市街地整備課)
- 大宮公園清掃・警備業務委託に関する落札者等の公示(大宮公園事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)

埼玉県告示第九百七十五号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第 項 \mathcal{O} 規定により、 令和

二年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一試験期日

令和二年十一月十三日(金)午前十時から十二時まで

一試験場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館七A会議室

二 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部環境政策課、 各環境管理事務所並び に各地域振興セ ン タ 及び

同事務所に お いて、 令和二年九月十一日 金) から 配 市する。

口 申込方法

受験願書等 に 必要事項を記 入 の上、 簡易書留で郵送すること。

ハ 受付期間

令和二年九月二十 八 日 (月) カュ ら 十 月十二日 (月) まで 朔 間 内 消 印 有効)

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇— 九三〇 さい たま市 浦 和 区 高砂三丁目十 五番 号 埼 玉県

環境部環境政策課

五 試験手数料

八千円に相当する 額 \mathcal{O} 埼 玉 県 収 入 証 紙 を受験願書に 貼 n 付 け て納 付 すること。

六 試験科目

イ 砂利の採取に関する法令

口 利の採取 に 関する技術的な事項 (基礎的な土木及び 河 Ш 工学に関する事項

を含む。)

埼玉県告示第九百七十六号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等 0 いて、 同条第三項に を次の (平成十年法律第 とお お り 縦覧 1 て準 九 に 供 用する同 +す _ る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ り

令和二年九月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド戸田美女木店

埼玉県戸田市美女木七丁目十二番一号外

ロ変更の概要

大規 模 小売店 舗 に お 11 て 小 売業を行う者 \mathcal{O} 氏 名又は名称及び住所並 び に 人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の十一

(変更後) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

ハ 変更年月日

平成二十年七月一日

ニ 届出年月日

令和二年七月十六日

二 縦覧期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規 模小 売店 舗 77 地法第八 条第二項の 規定に ょ り、 当該大規模小売店舗 \mathcal{O} 周 辺

 \mathcal{O} 地域 \mathcal{O} 生活 !環境の 保持 \mathcal{O} た 8 配慮すべ き事 項 12 9 **\ て意見を有する者は 県

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

意見書提出先

口

埼玉県告示第九百七十七号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等を次の 0 いて、 同条第三項に (平成十年法律第 とお り縦覧 お いて準 九 12 供する。 用する同 +_ 号) 法第五条第三項 第六条第二 項 0 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ ŋ

令和二年九月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド戸田美女木店

埼玉県戸田市美女木七丁目十二番一号外

ロ変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 一四九台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 五〇台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 七か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和三年三月十七日

ニ 届出年月日

令和二年七月十六日

二 縦覧期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

 \mathcal{O} 地域 大規模小売店 \mathcal{O} 生活 :環境の 舗 77 保持 地 法第八 \mathcal{O} ため 条第二項 配慮すべ \mathcal{O} き事 規定に · 項 に ょ 0 り、 V て意見を有する者は 当該大規模小売店舗 \mathcal{O} 周 県 辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

意見書提出先

口

埼玉県告示第九百七十八号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等を次の · つ いて、 同条第三項に (平成十年法律第 とお り縦覧 お いて準 に 九 はまる。 + 用する同法第五条第三項 号)第六条第一 項 の規定に \mathcal{O} 規定によ による届 n

令和二年九月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド新座店

埼玉県入間郡三芳町竹間沢東十四—四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)(仮称)ヤマダ電機テックランド新座三芳店

埼玉県入間郡三芳町竹間沢東十四—四外

(変更後) ヤマダ電機テックランド新座店

埼玉県入間郡三芳町竹間沢東十四—四外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 及び 住 所並 び に法 人にあ 0 ては

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の十一

(変更後) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

大規模小売店舗 に おい て 小 売業を行う 者 \mathcal{O} 氏 名 又 は 名称 及 び 並 び

にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の十

(変更後) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

ハ 変更年月日

令和二年七月十五日

二 届出年月日

令和二年七月十六日

一縦覧期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立 地 法第 八 条第二項 \mathcal{O} 規定に り、 当該大規模小売店舗 \mathcal{O} 周辺 県に

対 の地域の生活環境の 意見書の提出により、これを述べることができる。 保持 0 ため配慮すべ き事項に い て意見を有する者は、

イ 意見書提出期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

意見書提出先

口

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第九百七十九号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等を次の 0 いて、 同条第三項に (平成十年法 とお り縦覧 お いて準 律第 九 12 供する。 用する同 +_ 号) 法第 第六条第二 五条第三項 項 0 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ ŋ

令和二年九月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド新座店

埼玉県入間郡三芳町竹間沢東十四—四外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 一五九台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 五九台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 五か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和三年三月十七日

ニ 届出年月日

令和二年七月十六日

二 縦覧期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

 \mathcal{O} 地域 大規模小売店 \mathcal{O} 生活 :環境の 舗 77 保持 地 法第 \mathcal{O} た 八 8 条第二項 配慮すべ \mathcal{O} き事 規定に · 項 に ょ り、 9 V て意見を有する者は 当該大規模小売店舗 \mathcal{O} 周 県 辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

意見書提出先

口

埼玉県告示第九百八十号

定により、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。 許可を取り消 こしたの で、 次 以下 のとおり公告する。 法」 とい う。 第二十九条第一 項 \mathcal{O}

令和二年九月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

処分をした年月日

令和二年九月二日

処分を受けた者の 商 号、 主たる営業所の 所在 地、 代 表者 \mathcal{O} 氏 名及び 許可

イ 商号

小久保工業株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県比企郡川島町大字白井沼五百五十三番地四

ハ代表者の氏名

大隅 利之

二 許可番号

埼玉県知事許可(般—二十七)第一一二九一号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

 \mathcal{O} 刑が か 関する法律違反及 ら懲役三年 保 確定して 工業株式会社 いる。 (執行 一の役員は 猶予五年) び道路交通 法違反 \mathcal{O} 自 判 動 決 車 いを受け \mathcal{O} \mathcal{O} 罪に 運 転 ょ に り、 ょ 平成二十 ŋ さ 人を死傷させる行為等 V たま地 八 年 _ 方裁 月二十二日、そ 判所川 越支 0 処

 \mathcal{O} \mathcal{O} 取消 このことは、 \mathcal{O} 欠格要件に該当することか 由 に該当する。 法第八条第十二号(役員等のうちに第七号に該当する者の 5 法第二十九条第一 項第二号 に規定する ある 許可 ŧ

埼玉県告示第九百八十一号

定により、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。 許可を取り消したので、 次 以下 のとおり公告する。 法」 という。 第二十九条第一 項 \mathcal{O}

令和二年九月 八日

埼 玉県 知 事 大 野 元 裕

処分をした 年月 日

令和二年九月二日

処分を受けた者の商号、 主たる営業所の 所在 代 表者 \mathcal{O} 氏名及び許可

加藤建設

口 主たる営業所の所 n 業所の所在地 以工業株式会社

埼玉県八潮市大字大瀬千六百二十三番地

ハ 代表者の氏名

加藤 睦朗

=許可番 号

埼玉県知事 許 可 (般 二十七) 第 七〇六号

 \equiv 処分の 内容

法第二十九条第一 項 の規定に 基づ < 許 可 \mathcal{O} 取

兀 処分の 原因 となっ た事実

加藤建設工業株式会社の 役員 は、 刑法違 反 \mathcal{O} 罪 より、 越谷簡易裁 判所 か ら罰

金 刑 に処せられ、 令和二年 月 +Ė, \tilde{O} が 確定 L て

このことは、 法第 八条第十二号(役員等 のうちに 第 八号に該当する者の あ る

 \mathcal{O} 取消 事 由 に該当する。 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

欠格要件に該当することか

6

法第二十九条第一

項第二号に規定する許可

埼玉県告示第九百八十二号

項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一

令和二年九月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

県 道	道路の種類
鴻巣桶川さいたま線	路線名
先まで ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	区

埼玉県告示第九百八十三号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一 次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和二年九月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

許可番号

第二〇一七—五二—一号

| 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県朝霞市宮戸二丁目九三四番地 他二三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六百十三立方メートル

埼玉県告示第九百八十四号

る。 公聴会については、 (昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止す公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則 令和二年八月十八日付け埼玉県告示第九百九号で告示した狭山都市計画に関する

令和二年九月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県告示第九百八十五号

送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項におさいたま市からさいたま都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの 部都市計画課において縦覧に供する。 いて準用する同法第二十条第二項の規定により、 当該図書の写しを埼玉県都市整備

令和二年九月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県告示第九百八十六号

区 画整理事業の規準及び事業計 土地区画整理法 同法第九条第三項の規定に (昭和二十九 年法律第百十九号)第十条第一項 より公告する。 画 の変更を認可 したので、 同条第三項に の規定に お ょ 1 り 準用 土 地

令和二年九 月 八 日

る

埼玉 知 事 大 野 元 裕

施行 者の 名

大和 ハウス工業株式会社

事業施行期間

令和元年六 月 七 日 カュ ら令和五年三月三十一日 ま で

三 施行地区

埼玉県南埼玉郡宮代 町大字和戸字横 町、 字沖 Щ 字沖後及び字備中岐の

部 大字国納字横町及 (び字八河 一内の各

兀 土地区 画整理事業の名称

幸手都市 計画事業宮代和戸 横 町 地 区土地区画整理事

五. 事務所の所在地

東京都千代 田区飯 田 橋三丁目十三番地一

六 設立認可 \mathcal{O} 年月日

令和元年六月 七 日

七 変更の 内容

施行者を「宮代和戸横町地 区 土 地 区 画 整 理事業共同 施 行者」 カュ 5 大 和 ハ ウ ス

工業株式会社」 に変更する。

事務所の所在地を 「埼玉県さい たま市北 区盆栽町 六十七番地二」 カュ 6 東 京 都

千 代田 区 飯田橋三丁目十三番地 _ 号 に 変 更する。

規約を規準 に変更する。

変更認可の年月日

令和二年九

八

日

八

埼玉県告示第九百八十七号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和二年九月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量 大宮公園清掃・警備業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県大宮公園事務所総務管理担当 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目
- 3 落札者を決定した日 令和2年8月28日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社昭和綜合サービス 埼玉県さいたま市南区大字太田窪2745番地
- 5 落札金額 159,804,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日令和2年6月30日

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年九月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一許可番号

令和二年九月二日

指令越建セ第三一〇〇四二号

一検査済証番号

令和二年九月三日

越建セ第一八二―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東三百六十番一、三百六十一番七、三百六十二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮二丁目五番十五号 ヴ 1 ア \sim ーカ二〇三号

佐藤 弘樹

埼玉県選管告示第二十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和二年九月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

日時 令和二年九月十七日 午前十時

一 場所 選挙管理委員会室

三議題

ア 埼玉県北川辺領土地改良区の定款変更の認可に係る定款中総代の選挙に関す

る規定に関して意見を述べることについて

イ その他